

2015 年度 第 11 期ナショナル・トラスト活動助成

募 集 要 項

公益財団法人 自然保護助成基金
公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会

助成の趣旨

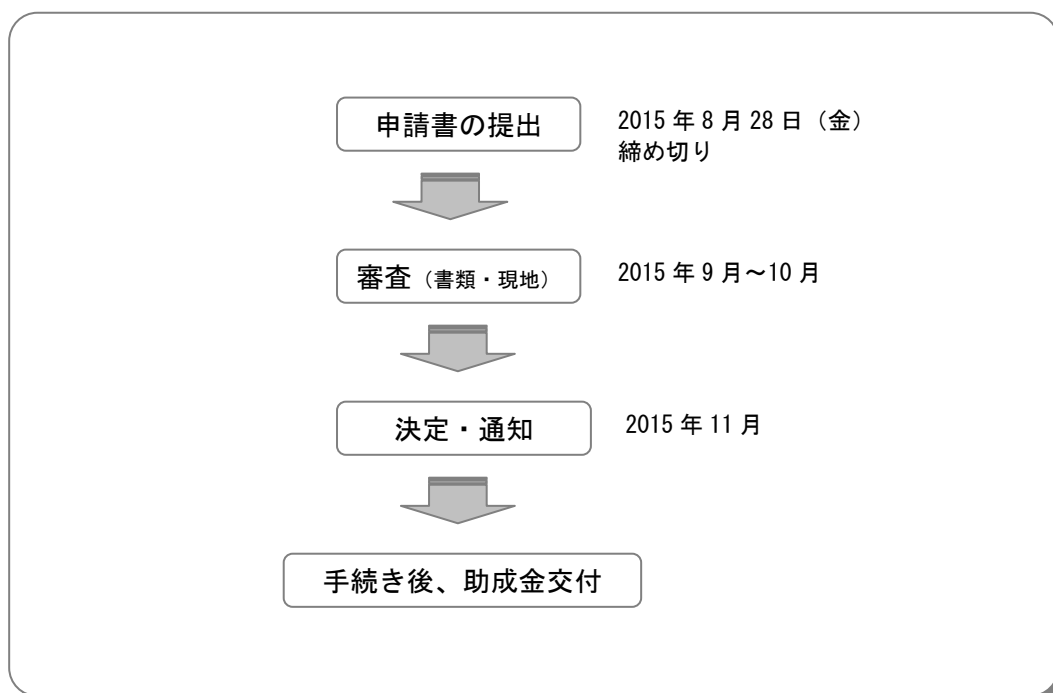
現在、自然公園法をはじめ自然を守るための様々な法制度が整備され、日本の豊かな自然が守られています。一方で、これらの法制度によって守られていない多くの地域では、希少な野生生物や優れた自然環境が盗掘、密漁、開発等によって次々と姿を消していっています。これ以上、日本の豊かな自然を失わせないためには、希少な野生生物のすみかとなっている土地など、自然保護の観点からみて重要な土地を購入や借り上げ等によって確保し、将来にわたって確実に守っていくことがたいへん重要です。

そこで、公益財団法人自然保護助成基金と公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会が協力し、自然を守ることを目的とした土地の取得を支援し、ナショナル・トラスト活動を推進するための助成を創設するに至りました。

今年度は、特に緊急性の高い土地について助成を行います。

助成の流れ

本助成の申請から助成金交付までの流れは次のようになります。



助成対象

■対象となる活動

自然保護のために土地を購入する費用（あるいは借地にかかる費用）と、トラスト団体の立ち上げにかかる費用を助成します。また、本助成を活用して取得したトラスト地に係る維持管理費用、看板・柵・歩道等の整備費用、PR用パンフレット等の作成費用も対象となります。

※土地の取得を含まない活動は助成の対象となりません。

■対象となる土地

以下の条件にすべて当てはまる土地

- 希少な野生の動植物保護や、生物多様性の保全が必要な土地
- 各種法制度によって保護されていない土地
- 購入または借り入れについて地権者の理解が得られている土地
- 第三者の権利（抵当権など）が設定されていない土地

■応募資格

自然環境の保全等を目的とする民間の活動団体で、以下の①～④の条件を満たしている団体を対象とします。

- ① 法人格を有していること。
- ② 非営利の活動団体で、地域に根ざした活動をしていること。
- ③ 特定の政党や宗教への偏りをもたない団体であること。
- ④ 助成対象事業を行うための組織体制が整っていること。

助成の内容

■助成期間

助成期間は最長5年間です。2年目以降も継続して助成を希望する場合は、単年度ごとに申請の手続きを行うことになります。

■助成金の使途

助成金の使途は、以下に定める範囲内とします。なお、(3)、(4)、(5)の助成を受ける際には、(1)に該当する助成を受けていることを条件とします。

- (1) トラスト地の土地購入代金または借地料（1年目）
- (2) トラスト団体の立ち上げの諸費用（1年目）
- (3) トラスト地の維持管理費用および団体の運営費用（2～5年目）
- (4) トラスト地の看板・柵・歩道等の整備費用（2～5年目）
- (5) トラスト地のPR用パンフレット等の作成費用（2～5年目）

■助成対象者の義務

1. 助成期間中、土地の取得又は賃貸借契約の報告、活動報告、会計報告を年度ごとに提出すること。
2. 契約関係書類や領収書等は助成開始日より5年間保管すること。

3. 助成金の入金前に誓約書を提出すること。
4. 誓約書の内容を遵守すること。

■助成金額

1件につき800万円を限度とします。その内訳は、申請団体の状況に合わせて変更可能です。なお、限度額や限度内での配分は、審査委員会の判断で変更することがあります。以下に内訳の例を示します。

- a) 【標準】500万円を土地購入代金とする。残りの300万円のうち、トラスト立ち上げ時の諸費用を100万円とし、その後4年間は毎年50万円とする。
- b) 500万円を借地料とする（毎年100万円の借地料×5年分）。残りの300万円のうち、トラスト立ち上げ時の諸費用100万円、その後4年間は毎年50万円とする。

a) の場合

経費の内訳	助成期間 (最長5年)					計
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
トラスト立ち上げの費用	100万円	-	-	-	-	100万円
土地購入代金	500万円	-	-	-	-	500万円
維持管理・団体の運営費用／看板・歩道等の整備費用／PR用パンフレット等の作成費用	-	50万円	50万円	50万円	50万円	200万円
助成金額	600万円	50万円	50万円	50万円	50万円	800万円

b) の場合

経費の内訳	助成期間 (最長5年)					計
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
トラスト立ち上げの費用	100万円	-	-	-	-	100万円
借地料	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	500万円
維持管理・団体の運営費用／看板・歩道等の整備費用／PR用パンフレット等の作成費用	-	50万円	50万円	50万円	50万円	200万円
助成金額	200万円	150万円	150万円	150万円	150万円	800万円

■助成件数 1件程度（新規）

選考・交付

■選考方法

選考は自然保護助成基金と日本ナショナル・トラスト協会が共同で審査委員会を組織し厳正に審査を行います。選考にあたっては、以下に示す選考基準を参考に、書類審査（1次審査）と現地審査（2次審査）を行います。

審査の結果は、直接文書で通知します。なお、審査途中での採否の問い合わせには応じることができませんのでご了承ください。

■選考基準

(1)～(3)の事項について審査を行い、優先順位の高いものを選定します。(4)の基準に該当する土地は、選定に際し優遇します。

(1) 法制度による地域指定に係る事項

法制度によって保護されていない土地であること

●参考●

次に挙げる地域は「法制度によって保護されている土地」とみなし、選定に際しての優先順位は低くなります。

- 自然環境保全法で定める原生自然環境保全地域
- 自然公園法で定める国立公園特別保護地区、国定公園特別地域、都道府県立自然公園特別地域
- 種の保存法で定める生息地等保護区
- 都市計画法で定める緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区
- 文化財保護法で定める天然記念物保護区域

(2) 生物多様性の保全に係る事項

猛禽類など生態系ピラミッドの頂点に立つ生き物のすみかとなっていること。

絶滅の危機に瀕している種（レッドデータブック掲載種）や希少種、地域固有の種・個体群・自然生態系などが認められること。

放置すると盗掘や密漁、売却・開発され、野生生物の生育・生息環境の荒廃等が懸念されること。

(3) トラスト地の維持管理に係る事項

土地の購入あるいは借り入れについて地権者の理解が得られること。

トラスト地の維持管理を確実にこなせること。

(4) 景観の保全に係る事項

優れた景観あるいは特異な地形を有する土地であること。

放置すると売却・開発され、優れた景観あるいは特異な地形の破壊などが懸念されること。

■交付

自然保護助成基金と日本ナショナル・トラスト協会が誓約書の内容を確認し次第、自然保護助成基金より送金します。

申請手続き

■申請書類の請求方法

- ・ 申請書類は、日本ナショナル・トラスト協会のウェブサイトからダウンロードできます。
<http://www.ntrust.or.jp/>
- ・ 郵送による請求も可能です。請求者の宛名を記入した角2サイズ（A4サイズの書類が折り曲げずに入る大きさ）の返信用封筒に140円切手を貼ったものをお送りください。

■申請方法

以下の提出書類をお送りください。

提出書類	部数	備考
申請書	1	
土地の位置図	1	申請地の位置(朱書き)と付近の状況が表示された図面(国土地理院の地形図等)
土地の現況を示す写真	数点	
申請者(団体)の定款または寄附行為、あるいはそれらに準ずる規約	1	
申請者(団体)の役員名簿	1	
申請者(団体)の昨年度分収支決算書	1	
提出書類確認表	1	送付する書類名にチェックマークを記入したもの

※ここでいう「土地」とは、この助成を活用して取得・借地しようとする土地のことを指します。

※書類審査後、次の書類の提出をお願いすることがあります。

- ・ 土地の登記簿謄本
- ・ 土地の公図写し
- ・ 土地の固定資産課税証明書
- ・ 法人登記簿抄本又は謄本
- ・ 申請者(代表者)の住民票抄本
- ・ 土地の生物多様性、希少野生動植物の生息状況等を示す調査資料(レッドデータブック、報告書のコピー等)

■応募締め切り

2015年8月28日(金)(消印有効)

<問い合わせ先>



〒117-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

TEL: 03-5979-8031 FAX: 03-5979-8032

URL: <http://www.ntrust.or.jp/>

担当: 助成金係